

上田市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）実施要領

令和7年1月24日

（趣旨）

第1条 この要領は、上田市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事開始日及び工事完成日を設定することができるフレックス方式による余裕期間制度（以下「フレックス工期」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事開始日の前日までをいう。
- (2) 通常工期 標準工期算定表等に基づき発注者が算出した工期で、工事開始期限日から工事完成期限日までをいう。
- (3) 実工期 実際に工事を施工するために受注者が設定した工期で、工事開始日から工事完成日まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (4) 全体工期 余裕期間と実工期とを合算した工期をいう。

（対象工事）

第3条 フレックス工期の対象となる工事は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事のうち、発注者が必要と認める工事とする。

- (1) 週休2日工事の対象工事であること。
- (2) 設計金額が500万円以上の工事であること。
- (3) 供用開始及び関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。
- (4) 当該年度内に工事完成期限日を設定できる工事であること。ただし、繰越明許費又は債務負担行為等が設定されている場合は、この限りでない。
- (5) 施工上必要な用地が確保されている工事であること。

（工期の設定）

第4条 発注者があらかじめ設定する余裕期間は、180日を超えない範囲とする。

- 2 発注者は、工事開始期限日及び工事完成期限日をあらかじめ定めるものとする。
- 3 受注者は、契約締結日から工事開始期限日までの任意の日を工事開始日として設定し、工事完成期限日までの任意の日を工事完成日として設定するものとする。
- 4 全体工期は、契約締結日から受注者が設定した工事完成日までとする。

(実施上の留意事項)

第5条 工事費の積算は、通常工期に基づいて行い、余裕期間及び実工期の設定に伴う積算上の割増は、行わないものとする。

2 主任技術者、監理技術者及び現場代理人は、工事開始日から配置することとし、余裕期間中は、配置を要しないものとする。

3 受注者は、余裕期間中に測量、資機材の搬入及び仮設物の設置その他工事の着手に相当する行為をしてはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。

4 余裕期間中における工事用地等の現場管理は、発注者の責任において行うものとする。

(入札等手続)

第6条 発注者は、フレックス工期の対象工事を発注するときは、設計図書及び入札公告等に次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) フレックス工期の対象工事である旨
- (2) 工事開始期限日及び工事完成期限日

(契約等手続)

第7条 契約関係の手続に当たっての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 建設工事請負契約書及び工程表に記載する工期は、全体工期とする。
- (2) 契約保証に係る期間は、全体工期とする。
- (3) 受注者は、契約締結時に工程表・着手届・現場代理人及び主任技術者届を発注者へ提出するものとし、余裕期間中に変更があった場合は、発注者と協議の上、変更するものとする。ただし、全体工期を変更する場合は、変更契約を締結するものとする。
- (4) 工事実績情報システム(CORINS)に登録する基本情報の契約工期は、全体工期とし、契約データの実工期及び技術者データの技術者従事期間は、実工期の期間とする。
- (5) 受注者は、契約締結後10日以内にCORINSに登録するものとする。
- (6) 受注者は、全体工期内において、前払金を請求できるものとする。

附 則

この要領は、令和7年2月25日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事について適用する。